



**武蔵野市市民活動促進基本計画
改定計画**

平成 29（2017）～33（2021）年度



**平成 29（2017）年 3 月
武蔵野市**

武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画策定にあたって

本市では、昭和 46 年に策定した第一期長期計画以来、武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた「市民自治」の原則のもと、市民の自発的な活動によりコミュニティづくりや様々な市民活動が行われてきております。

設立から 40 年以上の歴史をもつコミュニティ協議会の活動に加え、平成 7 年の阪神・淡路大震災後の市民活動の活性化により、多くの NPO や市民活動団体の活動が進展・活発化し、市内では様々なテーマ性をもつ市民活動団体が地域の課題に対応しています。

そして、平成 23 年には、市民活動の全市民的な拠点としてひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスが開館し、様々な市民活動支援を行い、市民活動の促進・活性化に取り組んでまいりました。

一方では、様々な社会情勢の変化、公共課題の多様化・複雑化など、本市の市民活動を取り巻く環境は日々変化しております。また、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に更なる市民活動の活性化も期待されています。

このような状況を踏まえ、このたび「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」を策定いたしました。この計画は、平成 24 年 3 月に策定した「武蔵野市市民活動促進基本計画」の目標や基本姿勢などは引き継ぎ、新たに平成 29 年度以降の市民活動を促進していくための方向性を示すものです。

改定計画では、市民活動の促進に向けた今後の進むべき方向性として 4 つの項目を挙げており、その考えを実施計画の重点施策として掲げて推進していきます。

そして、多様化・複雑化する公共課題を解決するためには、計画に記された考え方を、NPO・市民活動団体、企業や大学、コミュニティ活動団体、さらに行政等の多様な主体間で共有し、「連携と協働」を推進していくことが重要です。「連携と協働」を推進し、将来にわたり安心して生活することができる地域社会の実現に取り組んでまいります。

最後になりましたが、改定計画策定に当たり、ご尽力いただきました田中委員長をはじめとする武蔵野市市民活動推進委員会委員のみなさま、ご意見、ご要望をお寄せいただいた市民のみなさまのご協力に心より御礼申し上げます。

平成 29 (2017) 年 3 月

武蔵野市長 邑上守正

《目次》

I. 改定計画の位置づけ.....	1
1 改定計画策定までの流れ	1
2 改定計画の位置づけと計画期間.....	1
3 改定計画の構成.....	2
4 改定計画の検討体制.....	2
II. 基本計画の目標と基本姿勢	3
1 市民活動の促進を通じて実現する社会像(基本計画の目標).....	3
2 市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢	4
III. 基本計画でとらえる「市民活動」等について	6
1 「市民活動」について	6
2 「連携と協働」について	9
IV. 計画期間前半の振り返り.....	10
計画前半の取り組み状況	10
1 基本施策1:市民活動の裾野の拡大.....	10
2 基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実	10
3 基本施策3:市民活動の場の利用促進	12
4 基本施策4:課題解決のための「連携と協働」の推進.....	12
V. 改定計画推進に向けた新たな方向性	13
1 市民活動への参加を促す環境の創出	13
2 コーディネート機能の具体化	14
3 コミュニティ政策との連携	17
4 行政の役割.....	18
VI. 実施計画	19
1 基本施策1:市民活動の裾野の拡大.....	20
2 基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実	22
3 基本施策3:市民活動の場の活用促進	28

4	基本施策4：課題解決のための「連携と協働」の推進.....	30
VII.	改定計画の実行に向けて.....	32
1	計画の進捗管理.....	32
2	計画の推進体制.....	32
VIII.	参考資料.....	33
1	計画目標の達成状況評価表.....	33
2	上記施策に係る事業の実施状況一覧.....	53
3	参考指標一覧.....	55
4	活動のステージの具体的なイメージ.....	56
5	市民活動推進委員会におけるブレインストーミングによる成果物.....	57
6	市民意見・ニーズの把握.....	59
7	武蔵野市市民活動推進委員会設置要綱.....	67
8	検討経過.....	69

1. 改定計画の位置づけ

1 改定計画策定までの流れ

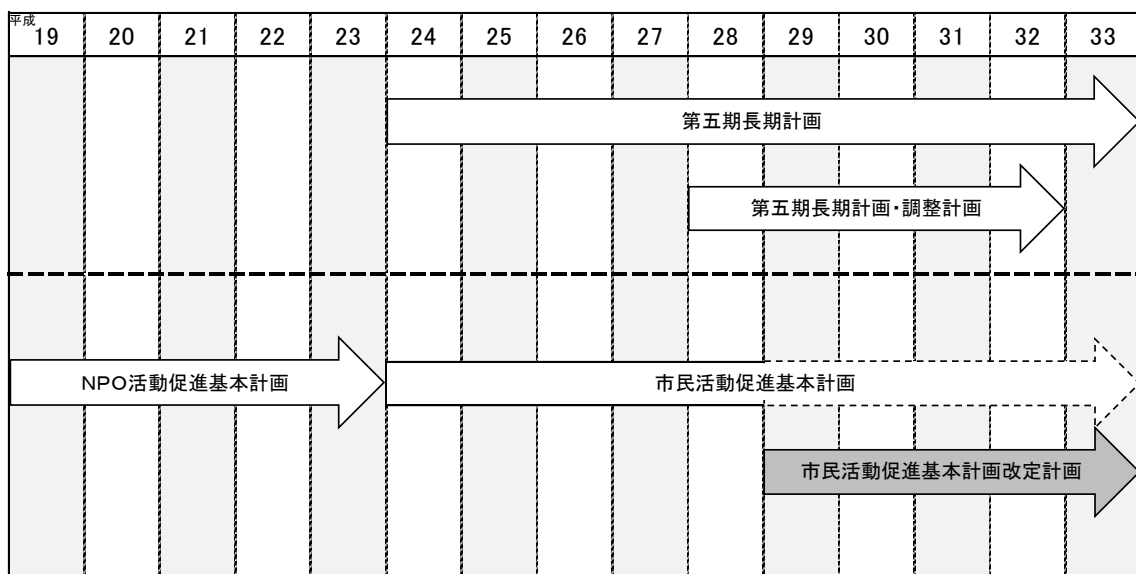
武蔵野市では、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を目標とする「武蔵野市市民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成 24 年に策定しました。この計画は「武蔵野市 N P O 活動促進基本計画」（平成 19～23 年度）を引き継ぐもので、平成 24～33 年度を計画期間に、市民活動を促進するための基本的な考え方を示す計画として、様々な施策を実施しています。

計画期間も半ばを迎え、地域コミュニティにおける新たな活動の展開、武蔵野プレイス市民活動支援機能の充実、学生団体・N P O 法人等の自主的活動の活発化といった基本計画策定以降の市民活動を取り巻く状況の変化をふまえ、計画後期に向けた本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方の方向性を示すために「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」（以下「改定計画」という。）を策定しました。

2 改定計画の位置づけと計画期間

改定計画は、武蔵野市第五期長期計画・調整計画を上位計画とする分野別計画として、また、基本計画の後期計画として、基本計画の目標や基本姿勢などは踏襲し、平成 29 年度以降の市民活動促進のための方向性を示すものです。

計画期間についても、基本計画の後期計画であるという位置づけから、基本計画の計画期間である平成 33 年度までの期間とします。



3 改定計画の構成

改定計画の構成は以下のとおりです。改定計画では、基本計画の目標、基本姿勢などの考え方を踏襲していることから「Ⅱ. 基本計画の目標と基本姿勢」、「Ⅲ. 基本計画でとらえる『市民活動』等について」において、基本計画の考え方を記載しています。

そして「Ⅳ. 計画期間前半の振り返り」では、基本計画の評価を行い、「Ⅴ. 改定計画推進に向けた新たな方向性」において、市民活動の促進に向けた今後の進むべき方向性を示しています。

I. 改定計画の位置づけ	改定計画策定の流れや、改定計画の位置づけと計画期間等
Ⅱ. 基本計画の目標と基本姿勢	市民活動の促進を通じて実現する社会像や、市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢
Ⅲ. 基本計画でとらえる「市民活動」等について	計画の中での「市民活動」の内容や、市民活動団体の自律・自立の内容と「連携と協働」の内容
Ⅳ. 計画期間前半の振り返り	基本計画の目標の達成状況及び事業の実施状況に対する実施主体・市民活動推進委員会の評価
Ⅴ. 改定計画推進に向けた新たな方向性	市民活動の推進に向けた新たな方向性
Ⅵ. 実施計画	課題解決と目標の実現のために、武蔵野市が実施する取組みに関する方向性と重点施策
Ⅶ. 改定計画の実行に向けて	改定計画の実行に向けた進捗管理等

4 改定計画の検討体制

改定計画案の検討は、基本計画の進捗を管理するとともに、市と市民活動団体等との連携及び協働を図ること等により市全体の市民活動を促進するため、平成27年9月に設置された「武蔵野市市民活動推進委員会」（以下「委員会」という。）により行われました。委員会では、基本施策の評価（「Ⅷ. 参考資料 1 計画目標の達成状況評価表」P.33～参照）とあわせ、ブレインストーミングなどの手法も取り入れながら、改定計画案の策定を進めました。（「Ⅷ. 参考資料 8 検討経過」P.69～参照）

II. 基本計画の目標と基本姿勢

1 市民活動の促進を通じて実現する社会像(基本計画の目標)

市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会

人々の価値観が多様化する中で、社会的な課題やニーズも複雑化・多様化しています。こうした中、税を原資とし、あまねく公平なサービスの提供が求められる行政サービスでは、個別具体的で多様なニーズに応えきれない現状が非常に大きな課題となっており、行政以外の様々な主体による課題の解決が求められるようになってきました。

一方、市民活動は、多様な価値観のもと「行動に移したい」という能動的な意志によって具現化され、市民のニーズや共感に支えられているものです。中には地域を越えて課題の解決のために活動している団体も少なくなく、こうした活動が、市民間の共感を育み、絆をより確かなものにしていきます。さらに、市民活動団体は、市民のニーズや共感に裏打ちされたきめ細やかで先駆的な取組みにより、これまで行政では対応しきれなかった課題を解決することが可能な存在でもあります。

今後、対応すべき課題やニーズがよりいっそう複雑化・多様化する中で、市民活動を促進し、課題の解決につなげていくことが、ますます重要になってきます。

さらに、こうした市民活動の促進を通じて社会的な課題を解決していく上では、第五期長期計画及び同調整計画にも示されている「連携と協働」が重要となります。すなわち、市民活動団体を含む他の様々な立場にある団体や行政・企業等が、課題解決のプロセスに参加し、学び合い、協力し合い、それによって個々が持つ力以上のものを相互に引き出し合いながら、各々の役割を果たしていくことが大切です。

こうした観点から、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を、基本計画で目指す社会像としています。

これは、武蔵野市が昭和46年に策定した第一期長期計画以来、武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた「市民自治」の原則¹とも合致するものであり、改定計画においてもこの考え方を踏襲していきます。

¹ 「市民自治」の原則…地方自治の主権者は市民であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動に責任を負うこと。

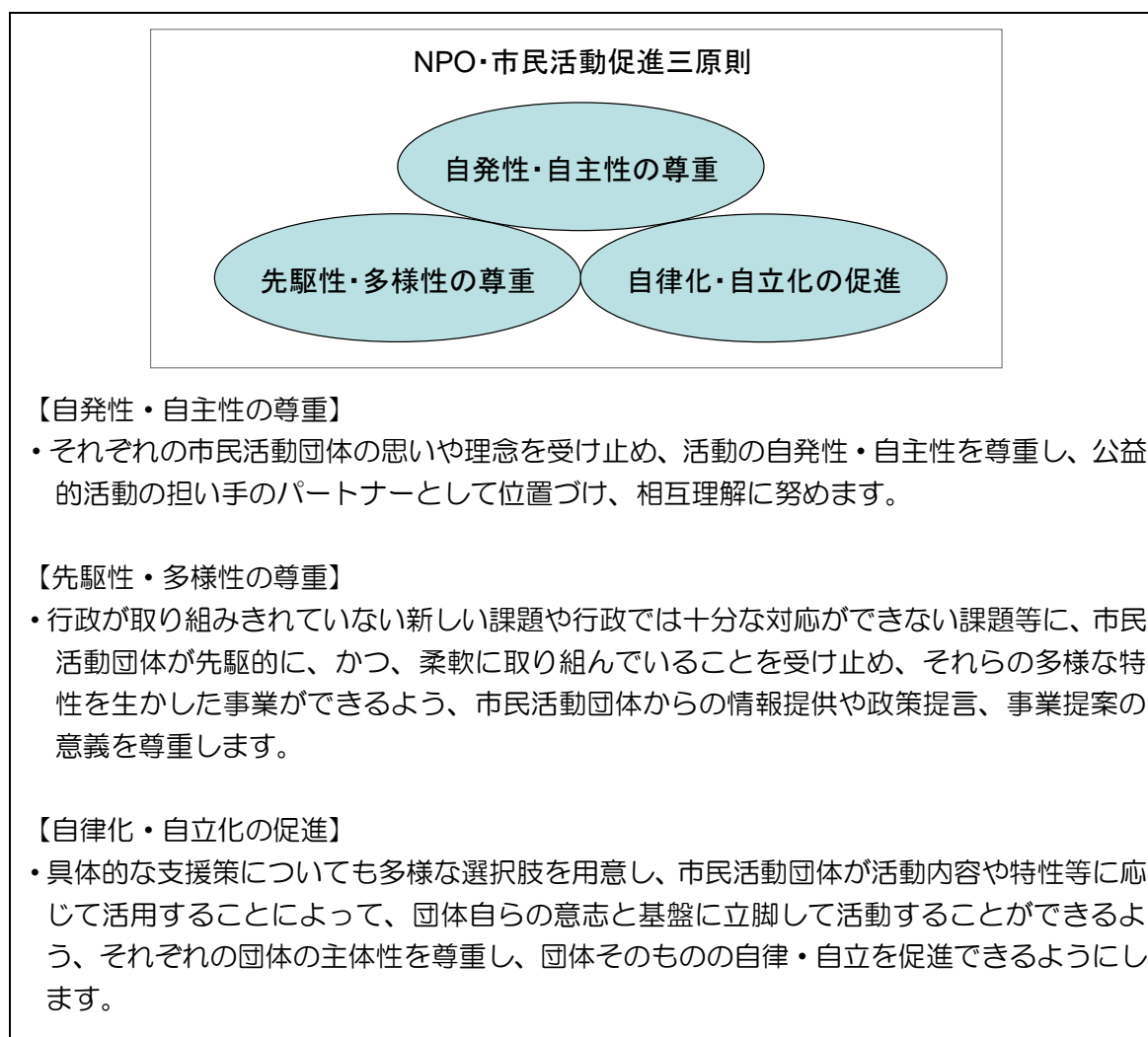
2 市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢

2-1. 市民活動促進にかかる基本姿勢

武蔵野市NPO活動促進基本計画では、従来から自治活動の基盤となってきた「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神²を市民活動に対しても広範に活かし、「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」を定めています。

基本計画においても、この三原則の趣旨を踏襲した上で、市民活動の全体を視野に入れることを明確にするとともに、「自律化の促進」を加えることによって、自らの意志と規範に基づく自律性の高い活動として市民活動を位置づけ、図表1に示した内容を、行政の市民活動促進に係る基本姿勢と位置づけています。

図表 1 武蔵野市市民活動促進三原則



² 「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神…市民の「自主参加・自主企画・自主運営」という武蔵野市のコミュニティづくりの基本理念。

2-2. 「連携と協働」にかかる基本姿勢

基本計画では、計画で目指す目標を実現するため、「連携と協働」を実現の手段の一つとして位置づけています。そのため、改定計画においても、対象としていた行政と市民活動団体との間だけではなく、企業等も含めた多様な活動の担い手の間での「連携と協働」を重視し、実現していきます。また、「連携と協働」を行うためには、それぞれの市民活動団体が自律・自立していることが必要であり、こうした団体の自律化・自立化を促進していきます。

Ⅲ. 基本計画でとらえる「市民活動」等について

1 「市民活動」について

1-1. 市民活動の多様性

武蔵野市では、コミュニティ協議会による地域のつながりづくりや地域社協（福祉の会）による地域福祉推進の取組み、緑ボランティア団体等による緑の保護・育成、自主防災組織等による安全・安心の取組み、さらに子育て支援やまちづくり等々、地縁に根ざした活動から同じ目的を共有する参加者が集まる活動まで、多種多様な活動が展開されています。

一方、市民活動団体の特性も多様です。例えば、参加者の年齢・性別・職業等の諸属性、活動分野、参加者や資金等の活動規模、他団体との相互連携の有無等です。また、NPO法人としての活動、任意団体としての活動、あるいはよりゆるやかなネットワークとしての活動等、活動の形態も様々です。さらに、行政との関係では、きめ細やかさと先駆性で行政サービスを補完する活動、新たな政策を提案する活動、行政サービスとは直接関係しない活動等、さまざまな位置づけを有しています。このように多様な市民活動団体の特性が絡み合い、それぞれの市民活動の個性を形成しています。

このように、市民活動の特徴はその多様性にあります。そのため、活動が様々な形態で存在することを、互いに認め合い、尊重しあうことが大切です。

1-2. 市民活動と学びの関係

より良い市民活動を実現するためには、様々な課題に対する学びが重要です。こうした学びは、研修・講座によるものだけでなく、活動が社会的な成果をあげたり、困難にぶつかって乗り越える苦勞をしたりといった個別具体的で多様な活動経験のなかからも得られ、それにより様々な力量が向上し、成長が促されます。つまり、市民活動に取り組む市民や活動団体は、研修・講座とその団体活動の両面から様々な学びを得、その学びを源泉にさらなる活動を展開し、さらにそれが新たな学びにつながっていきます。

このように、市民活動と学びは相互に密接な関係にあります。市民活動の特徴である多様性と、市民活動団体によって異なる学習課題を踏まえつつ、「学び」の側面も見据えた施策・事業を実施していきます。

1-3. 市民活動のもつ公益性への着目

市民活動は、社会的な課題を解決するといった公益的な性格をもつほか、市民個人にとって、自己実現・自己表現のツールとしての機能や、参加者間の交流を促進する機能を有している等、複合的な側面をもちます。

基本計画では、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を目指していることから、計画の中心としてとらえる市民活動を特に市民公益活動とし、活動経験の長短を問わず、市民による公益的な活動の全てを対象としています。

もっとも、趣味や自己実現等の私益的活動、相互扶助や特定の人々との協力関係による共益的活動が、次第に広がりを持ち公益に結びつく可能性もあります。また主に私益的活動を行う団体でも、活動の一部が公益的な活動と結びつくことも考えられます。私益-共益-公益³はそれぞれ連続的な関係にあり、また「公益性」の概念は時代や社会情勢によって変化します。このような背景から、必ずしも対象となる活動を限定することを目指しているわけではなく、市民活動を広く促進していくことを目的としています。

そこで、計画の対象の中心を公益的活動に置きながら、私益、共益に位置づけられる活動や、私益・共益の要素が含まれる活動であっても、それが公益的活動へ結びつく可能性のある部分については、基本計画の考えと同様に改定計画の対象として包含することとしました。

1-4. 市民活動のステージ

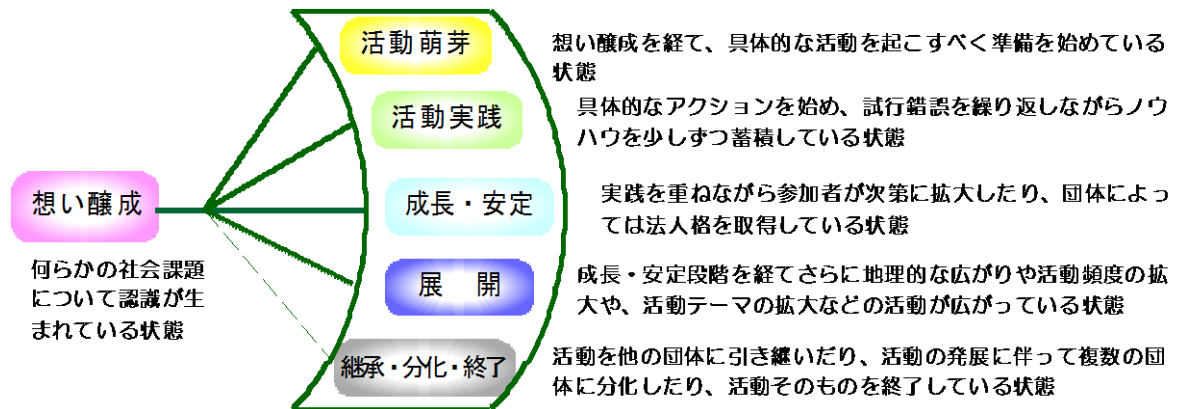
「1-1. 市民活動の多様性」でも示したように、市民活動の特徴はその多様性にあり、一律の施策では十分な成果を上げられない場合もあります。そのため、こうした市民活動の多様性に加え、図表2に示すようなステージを想定しました。

ただし、市民活動は、その多様性が故に、性格や環境によって、それぞれ特色ある過程を歩むものと考えられます。例えば、極めて具体的な課題に取り組むために生まれた市民活動団体が、課題の解決や決着により解散するケースや、団体の規模や活動内容を変化させることなく、萌芽的活動を営々と続けるケースもあります。あるいは、活動を続けていく中で様々な問題が生じ、残念ながら活動を終了してしまう場合や、その活動を別の団体に引き継ぐ場合、さらには活動の発展に伴って、いくつかの団体に分化していくこともあります。このため、市民活動のすべてが図表2のステージを順番に歩むわけではありませんが、ある活動のある時点を取ってみれば、6つのステージのいずれかに当てはまる可能性が高いと考えられます。

³ 私益…個人の利益。自らのために提供される利益。共益…活動する団体内の共通の利益。相互に支えあいや見返りが存在する互酬的行為の中から得られる利益。公益…社会一般の利益。公共の利益。

市では、こうした市民活動のステージを意識することで、その施策・事業の対象者がどういった特性を有しているのか、どういったニーズを持つ可能性が高いかを常に意識しながら、施策・事業を実施していきます。

図表 2 市民活動のステージ



(各ステージの具体的なイメージについては、参考資料P56に記載しています。)

1-5. 市民活動団体の自律・自立について

「Ⅱ. 基本計画の目標と基本姿勢」の「2-2. 『連携と協働』にかかる基本姿勢」でも触れたように、目標の実現のための手段の一つとして「連携と協働」が位置づけられており、それぞれの市民活動団体が、必要に応じて他の団体や企業・行政といった異なるセクターに属する組織等と「連携と協働」を図りながら、活動を実践することが重要と考えます。

そして、「連携と協働」を実現するためにも市民活動団体が自律的・自立的な活動基盤を有していることが期待されており、基本計画では、こうした「自律・自立」の状態を「1-4. 市民活動のステージ」で整理した六つのステージのうち、「活動実践」「成長・安定」「展開」の3つのステージの状態と位置づけています。

改定計画においても、引き続きこのように自律的・自立的な市民活動を促進することとし、市民活動団体が自律的・自立的に活動するための支援について検討しました。

2 「連携と協働」について

基本計画において協働とは、「市民活動団体相互や企業・行政等の多様な担い手が、目的を共有し、対等な立場と適切な責任・役割の分担のもとに協力し、それぞれの特性を最大限発揮して相乗効果をあげながら、社会的な課題の解決のために取り組むこと」と定めています。

協働は、社会的な課題を解決していく上での手段の一つであり、協働による新たな仕組みや事業の創出、さらなる事業の発展等により、従来は難しかった課題を解決していくことが期待されています。また、協働を通じて、個々の市民活動が相互に活性化していくという側面にも期待しています。

なお、第五期長期計画では、互いに連絡をとり、協力し合って活動を行う「連携」を盛り込み、「連携と協働」という表現を用いて、協働よりもよりゆるやかなつながりも含めた位置づけとなっており、基本計画においても「連携と協働」という表現を用いています。

※基本計画策定時に活動のステージの検討や協働の定義等で参考とした文献

「NPO基礎講座（新版）」山岡 義典 編著 ぎょうせい 1997年

「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」総合研究開発機構 1994年

「知っておきたいNPOのこと」特定非営利活動法人 日本NPOセンター

「コミュニティビジネスガイドブック」特定非営利活動法人 起業支援ネット 2004年

IV. 計画期間前半の振り返り

計画前半の取り組み状況

平成24年4月よりスタートした基本計画も計画期間の半ばを迎えたことから、計画の中間の見直しを行うために、基本計画の実施計画に位置付けられた施策について、各施策の目標が達成されているかの評価を行うため「計画目標の達成状況評価表」（以下「評価表」という。）を作成しました。

評価表により、施策ごとに、実施主体である市、武蔵野プレイス、武蔵野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という。）による評価及び委員会による評価を行ない、計画期間後半への課題を抽出し、その課題を解決するための改定計画の策定を行うものです。ここでは、委員会の評価及び意見について記載をしています。

（「計画目標の達成状況評価表」の詳細はⅧ. 参考資料 P. 33～参照）

1 基本施策1：市民活動の裾野の拡大

1-1. 市民活動のきっかけづくり

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市民活動のきっかけづくりとして、市民活動に関する学びの機会の提供は、概ね行われているが、実際に参加を促すための活動が弱い。今後については、講座等の学びの機会を引き続き提供するとともに、実際の活動に参加できるよう橋渡しをする仕組みの構築などが必要である。

1-2. 多様な活動につながる情報の提供

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市が行っているツイッターやフェイスブック等の広報活動において、市民活動がどれだけ紹介されていて、どのくらい市民に届いているか、またその質がどうかということを検証するシステムの構築が必要である。また、市民活動団体の活動に対する広報支援の強化も必要である。

2 基本施策2：市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

2-1. 情報提供の充実

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市民活動団体の活動ステージに合わせ、必要なスキルを向上させるためのピンポイントなニーズに対応できる情報や講習会などの提供が必要である。また、市民活動の広報活動について、マーケティングなどの企業経営の視点を取り入れた情報提供やセミナーを検討

すべきである。

2-2. 相談体制の充実

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市民活動団体の成熟により、相談件数が少なくなっているという側面はある。今後は、相談窓口のPR及び相談しやすい環境づくりが必要である。また、気軽に行ける相談場所として、市役所やコミュニティセンター等への相談窓口の設置及び関係機関のネットワーク化や巡回コーディネーターの設置、民生委員の活用などを検討することも必要である。

2-3. 財政的な支援

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

事業実施側の事業の目的によって、財政的な支援を主目的としていない事業についても、受ける市民活動団体からすると、資金調達の手段の一つであることから、団体側で選択可能な資金調達の情報提供を充実させることが必要である。

2-4. 市民活動に関する学びの機会の提供

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

自治体や地域に関する様々な問題を学ぶ講座が少ない。また、分野単体での学びの機会はあるが、地域課題を体系的に学ぶための機会がない。市民活動のノウハウを学ぶとともに、地域の課題について学ぶことにより、地域での活動につなげてもらうことが重要である。また、教養講座での学習を市民活動につなげるための仕掛けや、将来の市民活動の推進のため、中高生への意識付けも重要である。

2-5. 団体交流の促進

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

他の団体と交流することは、交流すること自体が目的ではなく、交流することによって団体にとって有益な情報が得られることが重要である。目的を明確にしたうえで、交流を行うことにより、団体の交流及び活動の促進を図る必要がある。

2-6. 中間支援組織等の支援力強化に向けた取組み

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市、武蔵野プレイス、市民社協の中間支援組織としての機能を強化していくとともに、NPOとしての中間支援組織の確立も今後の課題である。また、コミュニティ協議会の中間支援的役割にも期待したい。

3 基本施策3：市民活動の場の利用促進

3-1. 武蔵野プレイスの有効活用

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

武蔵野プレイスの個人利用者をどのように市民活動につなげていくかが今後の課題である。また、武蔵野プレイスの市民活動支援機能を強化することにより、市民活動団体の有効利用を促進し、市民活動の活性化を図る必要がある。

3-2. 多様な活動の場の提供

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

公共施設と合わせて、民間の利用可能な施設の情報提供が必要である。また活動内容によって、利用が難しい施設もあることから、活動の内容に応じた施設の情報提供が必要である。

4 基本施策4：課題解決のための「連携と協働」の推進

4-1. 連携と協働に向けたネットワークの構築

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

市民活動団体同士のつながりと合わせて、市民活動団体、企業、大学、コミュニティ協議会といった異なるセクターとの更なる連携・協働を推進し、地域の活性化を図っていく必要がある。

4-2. 連携と協働に向けた庁内体制の構築

◇目標の達成状況及び事業の実施状況に対する市民活動推進委員会による評価及び意見

施策の目的ごとに庁内組織があり、連携が弱い点は、今後の課題である。また、各部課がそれぞれ所管している事業であっても、地域ではいつも同じ市民が活動しているという状況も課題となっている。

V. 改定計画推進に向けた新たな方向性

改定計画では、基本計画の目標と基本姿勢は踏襲するとともに、基本計画の「計画のミッション」で示している「市民活動の促進にかかる理念の共有化」「市民活動のための環境整備、基礎的基盤整備のための市の課題の明確化」「課題解決のために市として対応すべき取組みの明確化」の3点を、課題解決のために市として対応すべき取組みとして継承しています。

ここでは、それらの基本的な考え方を踏襲しながらも、委員会による計画期間前半の事業の評価や計画策定後の環境変化等を踏まえた議論により浮かび上がった、新たな課題に対する取組みを下記の4つの項目にまとめ、市民活動の促進に向けた今後の進むべき方向性として明確化しています。

- 1 市民活動への参加を促す環境の創出
- 2 コーディネート機能の具体化
- 3 コミュニティ政策との連携
- 4 行政の役割

1 市民活動への参加を促す環境の創出

市民活動に参加するきっかけは、様々です。例えば、地域の課題に気づいて自ら行動を起こす、趣味や普段の生活で蓄えた知識・経験や技術をボランティアとして地域で活かす、市民活動に取り組む人たちの魅力に惹かれて参加する、子育てや家族の介護を行っている人が青少年育成や高齢者福祉の活動に参加するといったきっかけがあります。そして、これらの多様な入口が地域の中に用意され、それぞれの市民の立場から抵抗感なく活動に入っていける環境を創出することが重要です。

ここでは、市民活動への多様な入口のうち、今後とくに力点をおく必要があると思われるものを取り上げます。

1-1. 魅力発信により参加につなげる仕掛け

市民活動といえば、その性質上、課題解決という側面が強調されがちです。しかし、これからの地域社会では、市民活動を楽しむという視点にたち、活動の裾野を広げることも大切です。とくに、通勤、通学で市外に出ている人や、子育て、介護などに関わっている人は、地域の活動から疎遠になりがちです。このような人に対し、身近な地域の魅力や市民活動に取り組んでいる人たちの魅力、活動の楽しさ・おもしろさを発信することで、これまで疎遠だった人たちがそれらの魅力や地域への愛着を感じ、自分も地域で何かやってみようという「地域デビュー」へとつながるきっかけとなります。

そして、「地域デビュー」を経験した人が、継続的に活動に参加するために、それぞれ

の趣味や普段の生活で蓄えた知識・経験や技術を生かすことのできる環境を整備することが重要です。市民活動を楽しむ人が増えることにより、地域の魅力が向上し、ひいては市民活動の参加にもつながっていくのです。

1-2. 継続的な市民活動を促す循環の仕組み

子育てを通して子育て支援や青少年育成の活動に触れることがあり、家族の介護を通して地域福祉の活動に触れることがあるなど、自分が置かれている状況と関係のある活動には関わりやすいということがあります。このように、ライフステージの様々な段階で、「当事者だからこそ関わりやすい活動」に触れることは、地域に入っていくスタートであり、地域・社会とつながるきっかけになります。

あるいは、そういった人たちが、様々な悩みを抱えたときに、地域の方が寄り添い、一緒に乗り越えることが重要です。悩みを抱えた時期を乗り越えることにより、当事者自身の成長につながり、「自分たちがお世話になったから、今度は自分たちが地域で困っている人たちの力になりたい」という意識の醸成にもつながります。

こうした経験や過程によって、自分自身が当事者ではなくなっても、一人の市民として継続的に地域の活動に関わる可能性が生まれます。こうして、「当事者であることがきっかけとなり、将来は継続的な市民活動につながる」という一種の「循環」を生み出すことが可能です。

2 コーディネート機能の具体化

2-1. コーディネート機能の必要性

基本計画では、「市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における『連携と協働』が実現」することを目標の一つに掲げています。第五期長期計画・調整計画においても、複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、市民活動団体や企業・行政等の多様な担い手が相互に「連携・協働」することが必要であると示しています。

そのためには、人と人をつなぎ、目的を共有し、市民活動団体や企業・行政等の特性を生かしながら諸活動を促していくコーディネート機能が必要です。基本計画の実施計画には、このような連携・協働におけるコーディネーターの役割を含め、コーディネート機能の必要性は記述しているものの、その具体的な推進のための枠組が示されていません。

以上のことから、ここではコーディネート機能が必要となる場、コーディネート機能を担う人材に求められる力量と活用について、その考え方をまとめています。

なお、改定計画におけるコーディネーターとは、コーディネート機能を担う人や集団、組織などを示しています。

2-2. コーディネート機能が必要となる場

コーディネート機能は、次のような場で必要となります。

①地域コミュニティにおけるコーディネート機能

本市では、昭和46年の第一期長期計画において、新しいコミュニティ政策の理念としてコミュニティ構想が提起されました。そして、現在においても自主三原則の考えのもと、コミュニティセンターを中心とした各地域のコミュニティづくりが進められています。

そして、各コミュニティセンターのコミュニティ協議会では、長きにわたる活動の経験から、地域の情報・人々・活動をつなぎ、その総体として地域の課題を解決するためのコーディネート機能が蓄積されてきました。

これからも、地域コミュニティの拠点であるコミュニティセンターが、地域の情報を発信する機能を持ち、何かあったときはコミュニティセンターに行ってみようという形で、市民や様々な団体が集まりつながることのできる場として、そのコーディネート機能を高めていくことが望まれます。

②分野ごとの市民活動におけるコーディネート機能

環境、福祉、男女共同参画、国際交流などのテーマに基づく市民活動の場合、地域コミュニティの範囲を超えた活動が必要となる場合があります。これまで、分野ごとの市民活動は、それぞれの役割に応じたコーディネート機能を発揮してきました。これからも、市に存在する多様なニーズを俯瞰し、支援する人材を把握し、ニーズに合わせて適切に人材を配置してつなげるという、コーディネート機能を高めていくことが求められます。

③地域や分野の間をつなぐコーディネート機能

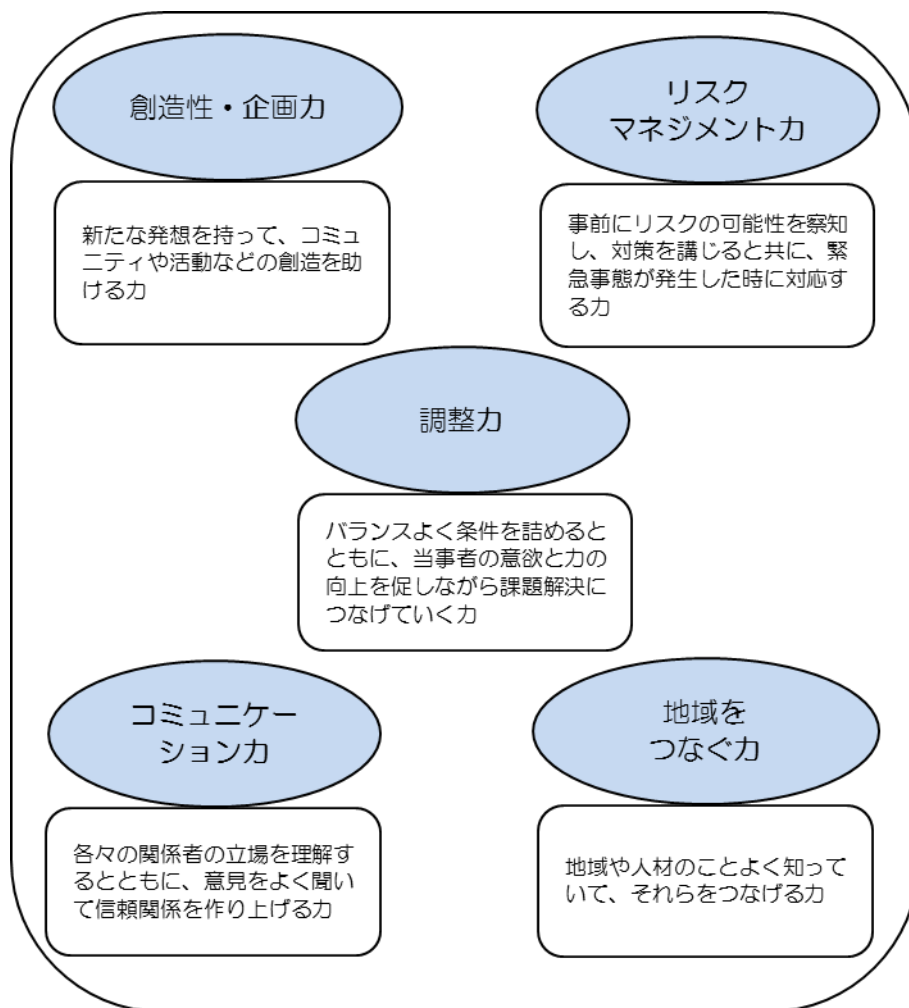
さらに、複数の地域コミュニティやテーマにまたがる活動の場合、各々活動しているコーディネーター同士をつなげるネットワークを構築することも求められます。つまり、異なる活動分野の間をつなぐ役割、複数の地域コミュニティの間をつなぐ役割、地域コミュニティの活動と個々のテーマに基づく活動をつなぐ役割です。このように、異なる地域や分野の間をつなぐ、広域的な範囲を視野に入れたコーディネート機能も重要です。

2-3. コーディネート機能を担う人材に求められる力量

これまで述べてきたとおり、コーディネート機能を担う人材には市民や市民活動及び市民活動団体の間をつなぐ役割が求められるため、そこで必要となる基本的な力量として「調整力」があげられます。そして、この「調整力」の基盤として、「コミュニケーション力」と「地域をつなぐ力」があります。さらに、好ましい方向に調整を促すために「創造性・企画力」、市民活動が的確にリスク回避を実現させるための「リスクマネジメント力」も必要です。

以上のように、コーディネート機能を担う人材に求められる力量として、「調整力」、「コミュニケーション力」、「地域をつなぐ力」、「創造性・企画力」、「リスクマネジメント力」の5つが重要です。それぞれ具体的な内容は、図表3に示すとおりです。このようなコーディネート機能が、地域コミュニティ、各分野における市民活動、これらの地域や分野をつなぐ場などで、充実していくことが求められます。そのために、コーディネート機能を担う人材の発掘や、コーディネート機能を高めるための養成講座などが必要です。そして、必ずしも特定の人や組織がすべての力量を備えているということではなく、複数の人や組織が協力して全体としてコーディネート機能を発揮していくことが重要です。

図表3 コーディネート機能を担う人材に求められる力量



2-4. コーディネート機能を生かす仕組みの必要性

地域コミュニティや市民活動団体の活動を充実させるために、これまで述べてきたようなコーディネート機能が十分に生かされ、それぞれの場で市民活動が活性化することが期待されます。そのためには、公的な機関のコーディネート機能を高めることが重要です。地域の様々な情報が集積している市や武蔵野プレイス、市民社協といった公的な機関が、それらの役割を担うことも期待されます。そのためには、これらの公的機関においても、コーディネート機能を担う人材の発掘・育成が必須の課題となってきます。

3 コミュニティ政策との連携

3-1. テーマ型市民活動と地域型市民活動の連携

本市では、平成17年度からの第四期基本構想・長期計画の中で、「市民活動の活性化と協働の推進」を掲げ、「NPO活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針を示した基本計画の策定作業を進める」ことを定め、基本計画の前身である武蔵野市NPO活動促進基本計画を策定し、さらに平成24年に、市民活動総体の活性化を目指す基本計画へと発展しました。

コミュニティ政策についても、平成26年に「これからの地域コミュニティ検討委員会提言」において、テーマ型コミュニティも含めた地域として地域の課題を解決するといった考え方が示されており、それぞれの考え方が近づいてきていることから、今後は、市民活動政策とコミュニティ政策が連携していくことが求められています。

例えば、現在はコミュニティ協議会を中心に取り組んでいる「地域フォーラム」⁴に対し、地域の課題解決のために市民活動団体も積極的に関わることにより、地域の課題を共有し、解決の端緒を開いていく中で、コミュニティ協議会と地域で活動する様々なテーマ型団体の連携が深まります。それにより、テーマ型市民活動と地域型市民活動の連携が生じ、効果的なコミュニティづくり・まちづくりを目指すことができます。

3-2. 行政の適切な関わりをめざして

本市のコミュニティづくりにおいては、コミュニティ構想を出発点として、自主三原則の考えのもと、コミュニティ協議会を中心に市民の主体性にもとづくコミュニティの活性化に取り組んできました。しかし、高齢化や担い手不足などの課題も出てきています。

このような背景から、行政はこれまで以上に地域とともに歩み、時には地域の課題や悩みを共有し、テーマ型の市民活動団体と連携し、一緒になって課題を解決することも必要です。コミュニティ協議会のコミュニティづくりが効果的に進むための支援・協力の方法

⁴ 「地域フォーラム」…地域で共有・解決すべき課題について、誰もが自由に参加し話し合うことができる場です。コミュニティ協議会や地域で活動するさまざまな団体が運営し、各地域のコミュニティセンターで開催することができます。団体に属さない個人や、必要に応じて行政も参加できます。

について地域とともに考えていくことが求められます。それにより、市民主体のコミュニティづくりをより充実させる必要があります。

4 行政の役割

4-1. 市民活動団体が活動しやすい環境づくりと協働体制の構築

市民活動団体の特性は様々であり、活動内容や活動ステージも様々であることから、市民活動団体の活動内容や活動ステージに応じた相談や助成の制度、活動場所についての情報の提供などを行う必要があります。とくに、市と関わりの少ない団体、活動萌芽期にあたる団体などにも、必要な支援が届くよう検討する必要があります。

また、市民活動団体の活動に関する情報発信については、市の事業だけでなく、様々な市民活動団体が行っている事業についても、情報を発信していくことが、市民活動の促進につながると考えます。

さらに、市民活動団体、企業、大学、コミュニティ協議会といった異なるセクターとの交流による連携協働を積極的に推進し、地域の活性化を図っていく必要があります。そのためには、改めて「連携と協働」の考え方とそのメリットについて、各方面に情報提供を行うとともに市民活動団体と行政が共有し、進むべき方向性を明確にして「連携と協働」に取り組んでいく必要があります。

4-2. 学びの場の充実

本市では、武蔵野プレイスを中心に、市民活動団体の運営支援として、会計や組織運営、広報に関する講座を行ってきました。しかし今後、さらに市民活動団体の機能を高めるために、市民活動団体の活動ステージに合わせた、団体の組織運営力の向上につながるポイントの学びの場の充実が必要です。

また、地域の現状や地域の課題を体系的に学び、その解決方法についても学ぶことが重要であり、組織運営力と地域課題の解決力をともに高めていくことが、地域の市民活動の活性化につながります。そして、第五期長期計画・調整計画でも示されているように、市民活動（地域活動）への参加と学びが循環的に発展していく「参加と学び」の循環を生み出していくことが求められます。

さらに、市の職員が、もっと地域を知り、地域の現状や地域の課題に対する認識を深めるとともに、市民に市の事業・活動を広く知ってもらい、地域との「連携・協働」につなげていくことが求められます。そして、地域の課題に対して、意識・認識を共有するためには、市民と行政が一緒に地域の課題を総合的に学ぶ場の構築が必要です。

VI. 実施計画

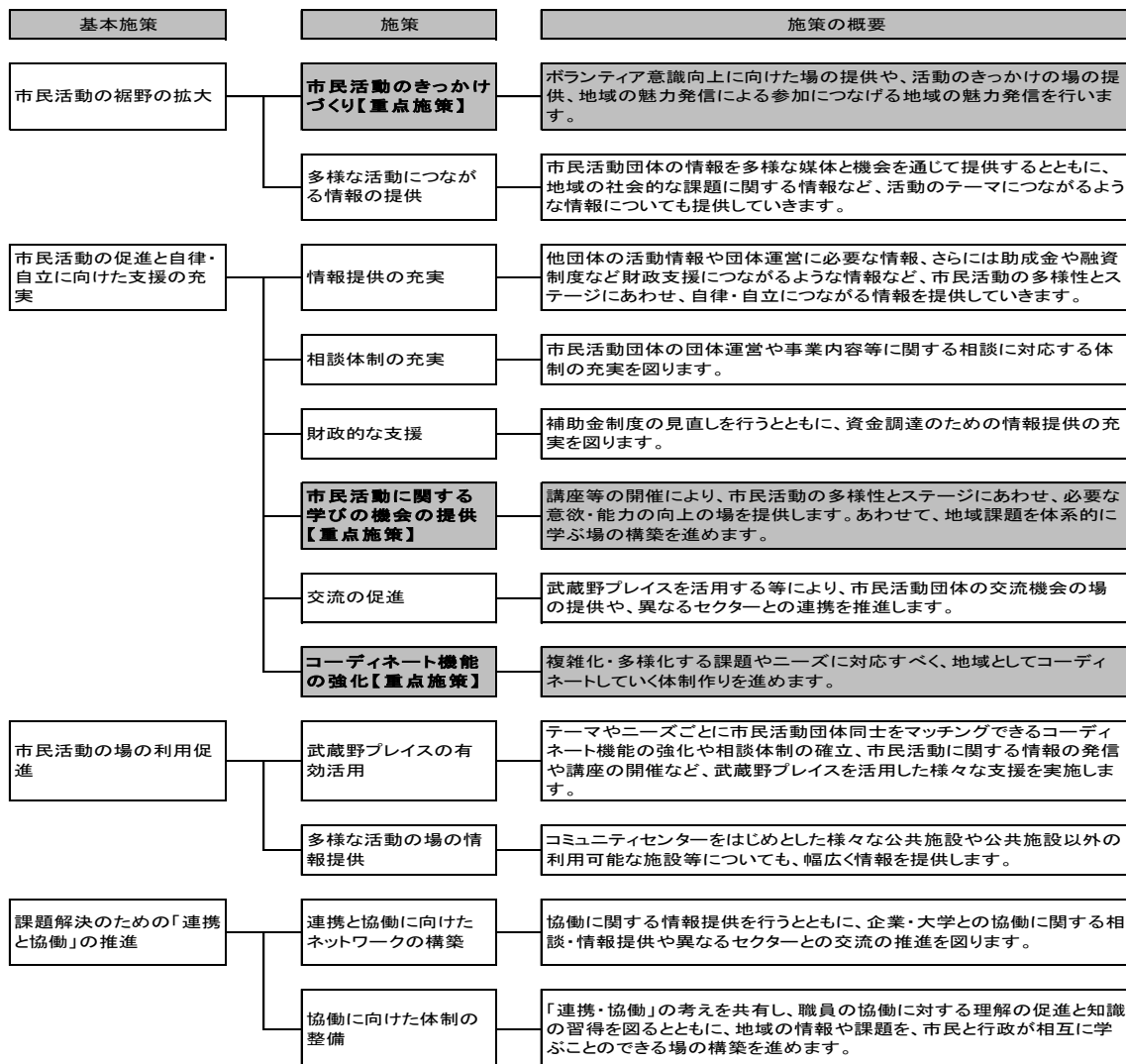
ここでは、課題解決と目標の実現のために、改定計画で武蔵野市が実施する取組みについて、その方向性と施策を示しています。次ページ以降の施策ごとの計画後期の展開は、必ずしもこれだけに限定するのではなく、必要に応じて、市民活動団体等とも連携しながら追加・検討していきます。

また、下記の施策体系について、改定計画推進に向けて、力を入れて取り組んでいく施策を、重点施策と位置付けて推進していきます。

重点施策

- ・ 市民活動のきっかけづくり
- ・ 市民活動に関する学びの機会の提供
- ・ コーディネート機能の強化

図表 4 施策体系



1 基本施策1：市民活動の裾野の拡大

市民活動の裾野の拡大を図るため、まず、市民活動に対する意識や関心を高めるとともに、その意識を具体的な参加へとつなげることのできるような、市民活動への参加のきっかけとなる多様な機会と場の提供を図ります。また、これから活動を始める市民や、既に活動を始めている市民活動団体の活動の幅を広げられるような、情報の提供を図ります。

1-1. 市民活動のきっかけづくり【重点施策】

市民活動に対する関心を高めるため、様々な機関と連携したボランティア意識の向上に向けた場の提供を行います。また、合わせて、活動を行いたいと思う市民を増やし、第一歩を踏み出すことができるようなきっかけを提供するとともに、参加につなげる地域の魅力を発信していきます。

計画後期の展開	
① 教育機関等と連携した市民のボランティア意識の醸成	市民活動に対する関心を高めることを目的として、教育機関等と連携し、ボランティア意識を育むためのボランティア体験の場やボランティア講座の企画・提供を行う。
② 市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施	市民活動に対する市民の理解と関心を深め、市民活動への参加につながるきっかけとするための市民活動の分野や内容について紹介する講座を企画・実施する。
③ 対象者別の活動のきっかけづくりとなる場の提供	市民活動への参加につながるきっかけをより多く提供するため、世代別・テーマ別に対象層を特定し、対象層ごとに市民活動紹介、ボランティア団体やNPOとのマッチングの場の提供等を検討・実施する。
④ 参加につなげる地域の魅力発信	自分たちが住んでいる地域に魅力を感じてもらい、地域活動に参加してもらうための、地域の魅力や地域で活動している人の魅力、活動等の紹介・情報発信を行う。

1-2. 多様な活動につながる情報の提供

市民活動に関心のある市民や既存の市民活動団体が、その活動の幅を広げ、多様な活動展開へとつながるよう、それぞれの市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、社会的な課題に関する情報等、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。

計画後期の展開

① 市民活動団体の情報発信体制の拡充

市民活動団体の活動内容をより多くの市民に知ってもらうため、市民の参加につながるように、情報発信体制の拡充を図る。

② ソーシャルメディアの有効利用

市民活動推進課や武蔵野プレイス、市民社協が行っているフェイスブックなどの有効活用により、それぞれの事業を発信し、参加のきっかけにしてもらうとともに、市民活動団体の情報発信も積極的に行う。

③ 市民活動団体のPRに資するイベント等の企画・実施

市民活動団体の活動内容をより多くの人に知ってもらうため、イベント実施等にあわせて、テーマ別に活動紹介を行う等、効果的なPR企画を検討・実施を行う。

④ 活動につながる多様な情報の発信

活動のきっかけづくりとするため、地域の課題等に関する情報を市民に提供する。

2 基本施策2：市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

既存の市民活動や新しく生まれた市民活動をより活性化し、自律・自立した成長・発展を支えるために、市民活動の多様性とステージにあわせて、各種情報提供の充実を図るとともに、市民活動団体の抱える課題解決につながるような相談体制の充実や活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等を実施します。加えて、団体相互の交流による活動の活性化を図る目的から、団体間交流の促進を図ります。

さらに、こうした支援を地域として推進していくために、コーディネート機能の強化を図っていきます。

2-1. 情報提供の充実

市民活動を進める上で、他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度等の財政支援につながるような情報をはじめとし、市民活動の多様性とステージにあわせて自律・自立につながる情報を提供していきます。

計画後期の展開	
① 団体運営に必要な情報提供の充実	団体運営のノウハウやスキル向上に向けて、市民活動の多様性とステージに応じて、情報提供を行う。
② 民間の助成金や融資制度に関する情報提供の充実	市民活動団体の成長や発展の機会を充実させるため、民間の助成金や融資制度について、情報を積極的に収集し、市内の市民活動団体に対して発信を行う。
③ 市民活動団体の情報発信体制の拡充	(再掲) 1-2. 多様な活動につながる情報の提供①
④ 利用可能施設の情報提供	市内の公共施設に限らず、様々な施設について、活動内容や用途に合わせた情報提供を行う。

2-2. 相談体制の拡充

市民活動を進める上で発生する様々な課題解決を支援するため、運営や事業内容等に関する相談に対応する体制の充実を図ります。

計画後期の展開

① 法人設立相談体制の充実

法的根拠を持ち継続的な活動を行うことを目指す市民活動団体等を対象に、法人格の取得や手続き、法人種別ごとの特徴や法人格選択に際しての留意点等について、基礎的な情報提供や助言を行う。

② 武蔵野プレイスを活用した市民活動の相談体制の充実

市民活動において発生する様々な課題の解決を支援するため、武蔵野プレイスを活用し、市民活動の開始や運営、事業の実施に際しての相談体制の充実を図る。

2-3. 財政的な支援

市民活動団体の財政的な自律・自立を支えるため、補助金制度の見直しを進めます。また、補助金制度以外の民間の助成金や融資制度に関する情報提供の充実を図ります。

計画後期の展開

① 補助金制度の見直しと改善

より効果的な財政支援を行う観点から、現在武蔵野市が実施している「NPO活動補助金交付事業」について、現在までの交付及び活用実績や成果を振り返るとともに、より良い補助金制度のあり方について、検討し改善を行う。

② 民間の助成金や融資制度に関する情報提供の充実

(再掲) 2-1. 情報提供の充実②

2-4. 市民活動に関する学びの機会の提供【重点施策】

市民活動団体の活動意欲や実践力の向上、組織の安定化を図るため、団体の活動ステージにあわせた学びの機会を提供します。また、地域の課題を体系的に学ぶ機会を提供します。これらにより、組織運営力と地域課題の解決力をともに高め、地域の市民活動の活性化につなげます。

計画後期の展開	
① 組織運営・事業実践に係る力量の向上に向けた学びの機会の提供	
	各団体の組織運営と事業実践の能力の向上を支援する観点から、会計・税務等の運営スキルに加え、協働や行政に関する知識、他市の市民活動事例等、市民活動団体を運営する人を対象とする様々な学びの機会の構築・提供を行う。
② 団体の活動ステージに合わせた学びの機会の提供	
	さらに市民活動団体の機能を高めるために、市民活動団体の活動ステージに合わせた団体の組織運営力の向上につながる学びの機会の提供を行う。
③ 地域の課題を学ぶ機会の充実	
	地域として「連携・協働」に取り組んでいくため、地域の情報・課題を、市民・市民活動団体と行政が一緒になって学ぶ場の構築を行う。
④ 市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施	
	(再掲) 1-1. 市民活動のきっかけづくり②
⑤ 情報発信力強化に向けた支援	
	市民活動団体が自ら活動や組織に関する情報を積極的に発信し、市民からの理解や共感、協力を得ることを目標として、情報を的確かつ効果的に発信するためのスキルや方法を学ぶ機会を提供する。

2-5. 交流の促進

市民活動団体相互の交流による活動の活性化を促すため、武蔵野プレイスを活用する等により市民活動団体の交流機会の場の提供や、市民活動団体の情報の提供を進めます。

また、市民活動団体以外の異なるセクターとの交流により、地域としての活性化を図っていきます。

計画後期の展開

① 市民活動団体等同士の交流の機会の提供

社会的な課題解決に向け、多様な市民活動団体が相互に連携・協力するための第一歩として、市民活動団体の相互交流や相互理解を進めるための事業や市民活動団体間のマッチング事業等、市民活動団体が相互に知り合い、つながりあう機会を創出する。

市民活動の相互交流や活動促進の拠点である武蔵野プレイスを中心に、市民活動団体相互の情報共有や理解促進を支援する。

② 異なるセクターとの交流の推進

市民活動団体、企業、大学、コミュニティ協議会といった異なるセクターとの交流を推進することにより、地域としての活性化を図る。

2-6. コーディネート機能の強化【重点施策】

複雑化・多様化する課題やニーズに対応すべく、人と人をつなぎ、目的を共有し、様々な活動の担い手の特性を活かしながら物事を動かしていくコーディネート機能が求められており、地域としてコーディネートしていく体制作りを行います。

計画後期の展開	
① コミュニティセンターのコーディネートの場としての機能の強化	本市のコミュニティの拠点であるコミュニティセンターにおける、地域の情報を発信する機能と、つながることができる場としてのコーディネート機能の強化・充実を図る。
② 市や武蔵野プレイス、市民社協の連携によるコーディネート機能の強化	地域の様々な情報が集積している市、武蔵野プレイス及び市民社協が連携し、地域や分野の枠を超えてコーディネートを行う機能の強化を図る。
③ コーディネート機能を担う人材の発掘・育成	広域的な範囲を視野に入れたコーディネートができる人材の発掘及び育成方法を検討・実施する。

3 基本施策3：市民活動の場の活用促進

多様で自由な市民活動のサポートの観点から、活動の場を確保するため、武蔵野プレイスの有効活用を図るとともに、市民活動の拠点として、また活動団体同士が出会う場として期待されているコミュニティセンターをはじめとした様々な施設を市民活動の場として活用します。

3-1. 武蔵野プレイスの有効活用

市民や市民活動団体が気軽にアクセスできる場である武蔵野プレイスの有効活用を図るため、テーマやニーズごとに市民活動団体同士をマッチングできるコーディネート機能の強化や相談体制の確立、市民活動に関する情報の発信や講座の開催等、武蔵野プレイスを活用した様々な支援を実施します。

計画後期の展開	
① 武蔵野プレイスにおけるコーディネート機能の強化	多様な団体情報が蓄積する武蔵野プレイスを有効活用し、市民活動団体等の相互理解を促進するため、テーマやニーズごとに市民活動団体等の協働をコーディネートできる人材の育成・配置を行う。
② 武蔵野プレイスを活用した市民活動の相談体制の充実	(再掲) 2-2. 相談体制の充実②
③ 多様な市民活動にアクセス可能な情報収集・発信	ボランティアセンター武蔵野が保有する情報や武蔵野プレイスが保有する多様な団体情報をまとめ、多様な市民活動にアクセスするための情報収集・発信を行う。
④ 市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施	(再掲) 1-1. 市民活動のきっかけづくり②
⑤ 市民活動団体等同士の交流の機会の提供	(再掲) 2-5. 交流の促進①

3-2. 多様な活動の場の情報提供

市民活動団体の活動の場を提供するため、コミュニティセンターをはじめとした様々な公共施設を、市民活動の場として提供できるよう、利用の可否等に関する情報を提供するとともに、公共施設以外の利用可能な施設についても、幅広く情報を提供します。

計画後期の展開

① 市民活動団体が利用可能な公共施設等についての情報発信

より多様で自由な団体活動の実現に向けて、市民活動団体が利用可能な公共施設等についての情報提供を行う。

市民活動の拠点として、また活動団体同士が出会う場として期待されているコミュニティセンターの活用方法を検討・実施する。

② 多様な施設等の有効活用のための情報提供

多様な施設を有効活用し団体活動をサポートするため、公共施設以外の利用可能な施設等についての情報を提供する。

4 基本施策4：課題解決のための「連携と協働」の推進

市民活動団体をはじめとした多様な取組みの担い手による連携と協働を推進するために、各種団体との間におけるネットワークの構築を図ります。同時に市や市民、市民活動団体等との協働推進のための体制を整備します。

4-1. 連携と協働に向けたネットワークの構築

協働に関する理解と協働の更なる推進のため、協働に関する情報提供を行います。また、市民活動団体や企業・行政等、様々な活動の担い手による連携と協働を実現するため、企業・大学との協働に関する相談・情報提供を実施するとともに、異なるセクターとの交流を推進し、連携と協働に向けたネットワークの構築を推進します。

計画後期の展開	
① 協働に関する情報提供の充実	協働に関する理解の推進と協働の更なる推進のため、協働におけるメリットについての情報を提供する。 市民活動団体等への協働に関する情報発信を行うため、各部課の協働に関するニーズ等の情報のとりまとめと発信を行う。
② 企業・大学等と市民活動団体との協働に関する相談・情報提供の実施	これまで実施してきた市民活動団体と行政の協働に加え、企業等と市民活動団体との協働についても促進するため、相互のニーズのマッチング等の相談体制の確立や情報提供を行う。
③ 異なるセクターとの交流の推進	(再掲) 2-5. 交流の促進②

4-2. 連携と協働に向けた体制の整備

協働を実現するための体制を整備するため、「連携・協働」の考えを共有し、市職員については、様々な職員研修プログラムを実施することで、協働に対する更なる理解の促進と知識の習得を図ります。また、地域として「連携・協働」に取り組んでいくため、地域の情報や課題を、市民と行政が相互に学ぶことのできる場の構築を進めます。また、市民活動団体とのコミュニケーションを充実させるための体制のあり方について検討し、構築していきます。

計画後期の展開	
① 「連携・協働」の意識の共有	
	本計画で定められている「連携・協働」の考え方を、様々な団体が、共有し取り組んでいくための情報発信や機会を提供する。
② 協働の意識と手法の定着に向けた職員研修の検討・実施	
	協働に関するルールについての職員の意識と手法の定着を図るため、新しい職員研修プログラムについて検討・実施する。
③ 地域の課題を学ぶ機会の充実	
	(再掲) 2-4. 市民活動に関する学びの機会の提供③
④ 市民活動団体とのコミュニケーションの充実	
	市民活動団体とのコミュニケーションを充実させるため、意見交換やフィードバックの場の構築等を検討・実施する。

VII. 改定計画の実行に向けて

1 計画の進捗管理

1-1. 進捗管理の目的

計画は、作成するだけでは意味はなく、それが適切に実施され、目標が達成されることで初めて意味を持つものです。しかしながら、社会情勢は刻々と変化し、必要に応じて計画の方向性を見直していくことも求められます。

進捗管理はこうした状況に対して、計画が適切に実施され、その成果が上がっているかを確認し、必要な修正を行うために実施するものです。

1-2. 進捗管理の仕組み

進捗管理は、市民活動推進委員会にて、基本計画の中間の評価に用いた「計画目標の達成状況評価表」（詳細は参考資料 P. 33～参照）により行います。実施計画に示されている施策について、それぞれどのような事業が実施されているか、事業の実施状況を把握するとともに、基本施策・施策・施策の目標について、事業概要一覧を参考に、実施されている事業によって、目標が達成されているかを検証します。

そして、実施状況・目標の達成状況及び参考指標の傾向を勘案し、委員会における評価を行っていきます。

ただし、具体的な指標の設定や評価の方法等、進捗管理の仕組みについては、今後も引き続き検討していきます。

1-3. 進捗管理結果の活用

市民活動推進委員会における評価については、次年度以降の実施計画見直しに活用していきます。

2 計画の推進体制

市民活動の主役はあくまでも市民の皆さんをはじめとする様々な団体等（多様な担い手）であり、改定計画の目標は、多様な担い手と行政それぞれがその役割を果たしていくことで達成されます。そこで、市民活動団体等と行政との間で十分なコミュニケーションをとり、相互の協力関係によって常に見直し修正しながら計画を推進するという、多様な担い手の間での「連携と協働」により改定計画を進めていきます。

同時に、市民活動を促進していくために行政が取り組むべき内容についても示しています。こうした取組みは、全市的に取り組むべき内容であり、相互連携により計画を推進していく体制を構築していきます。